

# 処分基準

B - e - 3 6

平成 6 年 1 0 月 1 日作成

法令名	:	道路交通法
根拠条項	:	第 1 0 8 条の 1 1 第 2 項
処分の概要	:	指定講習機関の指定の取消し
原権者（委任先）	:	愛知県公安委員会
法令の定め	:	指定講習機関に関する規則第 1 5 条（指定の取消しの公示）
処分基準	:	ア 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分である。
問い合わせ先	:	警察本部運転免許課指定教習所係 （電話 052-951-1611 内線 781- 254）
備 考	:	

